

装官人第18008号
令和6年9月30日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

殿

長官官房審議官
(公印省略)

職員の災害補償に関する補償事務主任者の指定について（通知）

標記について、次のとおり定め、令和6年10月1日から適用することとしたので通知する。

なお、職員の災害補償に関する補償事務主任者の指定について（装官人第135号。27.10.1）は、令和6年9月30日をもって廃止する。

防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和41年政令第312号）第1条においてその例によることとされている人事院規則16-0（職員の災害補償）第8条第1項及び防衛省職員補償実施規則（昭和30年防衛庁訓令第73号）第3条の規定に基づき、下記のとおり組織区分ごとに補償事務主任者が指定されたので通知する。

記

組織区分	補償事務主任者
防衛装備庁の内部部局	長官官房人事官
研究所（支所を含む。）	総務課長又は 総務・会計ユニット長
試験場	試験場長